

みんなで決めた

おおがわらルール



児童生徒の携帯電話・スマートフォンの所持率は年々増加傾向にあります。それに伴い、これらの使い方についても深刻な問題となっています。この現状を踏まえ、「ゲーム・携帯・スマホのよりよい使い方」を考えるプロジェクトは、これまでの経過を経て、12月10日に緊急会議を開催し、大河原町としてのルールを決めました。

今後は、各行政区や親子会、育成会など、町民の皆さんのご協力により、このルールが守られるようお声掛けをお願い致します。

「ゲーム・携帯・スマホのよりよい使い方」プロジェクト

近年、テレビのニュースなどでいじめ問題や児童生徒が巻き込まれる事件を度々目にします。これらの中には、携帯電話やスマートフォンなどが使われているケースも少なくありません。

町内の児童生徒からは「メールが気になって落ち着いて勉強できない」などの声も聞かれ、町教育委員会では児童生徒たちのスマートフォンなどの使用方を問題視し、平成26年6月に「ゲーム・携帯・スマホのよりよい使い方」プロジェクトを立ち上げ、町教育委員会のほか、町小中学校長会、町PTA連絡協議会、町内各小中学校児童会生徒会代表と、みんなでスマートフォンなどのよりよい使い方を考えることとなりました。

取り組みとしては、児童生徒たちの意見もあり、大人たちが一方的にルールを決めるのではなく、児童会生徒会が中心となり、児童生徒自らが学級ごとに問題点を洗い出し、解決策や約束ごとを決めるということで進めてきました。

これまでの経過

平成26年6月～10月
・「ゲーム・携帯・スマホのよりよい使い方」プロジェクト発足。
・町内各小中学校において、学級会や児童会、生徒会、PTAで、「ゲーム・携帯・スマホのよりよい使い方」について話し合う。

平成26年11月16日
・「明日青のつどい2014（主催：明日の青少年を育てる会）」で「おおがわらこども会議」を開き、各小中学校の取り組みを発表。保護者や地域の方々と意見交換を行う。

平成27年2月1日
・プロジェクトの概要をまとめたリーフレットを町内全戸配布。

平成27年11月14日
・「明日青のつどい2015」で各学校の取り組みの成果と課題を発表。青少年育成の専門家より課題の解決方法のアドバイスを受ける。

平成27年12月10日
・プロジェクト緊急会議開催。



詳細は学校単位で取り決めを行います。

「おおがわらルール」

「明日青のつどい2015」で、各学校のこれまで取り組んできた成果などが発表されました。そこでは取り組みにより改善されているものの、一部ルールが守られていないという実状も浮かび上がってきました。

その実状を踏まえ、12月10日にプロジェクト緊急会議が開催されました。児童生徒・PTA・校長会代表との積極的な意見が交わされ、「おおがわらルール」として小中学生のスマートフォンなどの午後9時以降の使用を禁止することが決まりました。

大切な子どもたちの未来のために、町全体で考え、サポートしていくためのルールとなります。



総合防災訓練

いつ襲ってくるかわからない大災害に備えて…

平成23年3月11日に発生した東日本大震災を教訓に、大規模災害発生を想定した総合防災訓練が、11月22日に南小学校グラウンドにて開催されました。今回の訓練は、「平成27年11月22日午前8時45分ごろ、宮城県沖で震源の深さ約24km、規模はマグニチュード9.0と推定される大規模な地震が発生し、それとほぼ同時刻、蔵王山が噴火した。この地震により本町では震度6弱の揺れを感じ、また、蔵王山の噴火にともない、風向きにより本町にも火山灰が降る恐れがある。一部地域では家屋が倒壊、道路などの公共施設や電気・電話・水道・ガスなどのライフラインにも被害が生じ、住民の避難が必要になった」という想定で行われました。

訓練対象は大河原町全域、全町民。今回は「住吉町区」「原前区」「南原前区」「上谷1・2・3区」「上大谷区」を訓練重点地域として、陸上自衛隊や大河原消防署などの協力を得て、広報訓練、警備・交通規制訓練、避難・住民初期対応訓練のほか、実地訓練として、炊き出し訓練、火災防訓練、救出救護訓練などが行われました。

災害はいつ襲ってくるかわかりません。日頃から万が一の事態に備えて、防災減災の正しい知識を身に着けるとともに、避難場所などの確認をしておきましょう。



▲大中学生も参加し、700個のおにぎりを用意した炊き出し訓練。 ▲みんなで力を合わせ初期消火。バケツリレー訓練。 ▲火災時を想定して、実際に煙中通過を体験。

「緊急速報メールによる特別警報の配信について」

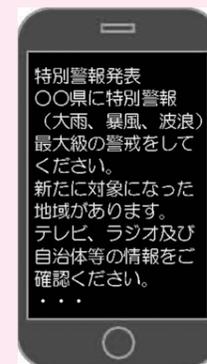
平成27年11月19日から、携帯電話やスマートフォンなどに向けた緊急速報メールで、「気象等に関する特別警報」と「噴火に関する特別警報」の配信が始まり、気象庁が発表するすべての特別警報が緊急速報メールで配信されることとなりました。

この緊急速報メールを受信した場合は、直ちにお住いの地域の避難情報に従うなど、適切な行動をとってください。

気象庁HP「特別警報について」

<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/tokubetsu-keiho/>

【問い合わせ先】 気象庁仙台管区気象台 ☎ 022-297-8102



特別警報発表
〇〇県に特別警報
(大雨、暴風、波浪)
最大級の警戒をして
ください。
新たに対象になった
地域があります。
テレビ、ラジオ及び
自治体等の情報をご
確認ください。